

平成 28 年 8 月 18 日

山ノ内町議会議長 小渕茂昭 様

山ノ内町議会運営委員長 高田佳久

### 議会の活性化について（中間答申）

平成 28 年 5 月 26 日付 28 山議第 4 号をもって、追加諮問のありました特別委員会のあり方について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1. 諮問事項に対する調査経過等

特別委員会のあり方について追加諮問を受け、7 月 19 日に検討のための第 15 回議会運営委員会（活性化）を開催、7 月 28 日には議会全員協議会において議論を展開して参りました。

現状での特別委員会の設置は、予算審査は常任委員会ごと、決算審査では混在で 2 部会を構成し、4 日間の審査日程をとり、ともに総括意見・部会意見を付しています。課題・問題点として、①特別委員会の設置目的 ②行政監査意見と部会意見 ③部会構成と所管バランス ④部会意見の予算（政策）への反映とチェックの仕方 ⑤現地調査の実施などがあり、基本の 5 項目について検討を行いました。

#### (1) 特別委員会のあり方について

##### ① 設置目的

予算・決算審査は、住民福祉の増進のため、適正な配分がされているか、また、最小の経費で最大の効果があがっているかを審査する必要があります。既存の常任委員会への分割付託も可能ですが、特に重要性が高く、新たな観点で総合的かつ専門的に審議をすることが必要なため、特別委員会を設置します。

##### ② 行政監査意見と部会意見

地方自治法 199 条 10 項では、監査の結果に関する報告に添えて、その意見を提出することができることあり、議会は、その報告および意見を情報として受けた上で決算審査を行います。また、議会

は監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができることされており、部会意見については、監査意見を十分考慮する必要があります。

### ③ 部会構成と所管バランス

3部会構成では、正副委員長・部会長会議において過半数を超える8名となり、特別委員会の必要性が欠けるため、2部会構成とします。

所管バランスは、業務量のバランスが悪いため、費目および所管の按分が必要となっています。そのため、総務産業常任委員会の所管を総務課・農林課・観光商工課・建設水道課・消防課とし、社会文教常任委員会の所管を健康福祉課・教育委員会・議会・税務課・会計室とすることで、所管バランスを図ります。なお、所管の変更については、山ノ内町議会委員会条例の改正が必要となります。

### ④ 部会意見の予算（政策）への反映とチェックの仕方

意見を反映させる仕組みとして、審査の過程で、特に必要と認める意見は、委員長報告による部会意見または付帯決議もしくは意見書の提出を首長にし、回答を求めます。また、チェック機能として、過去の部会意見等の進捗状況を審査時に所管課より報告を求めます。

### ⑤ 現地調査の実施

現地調査として審査日程を1日追加し、調査が必要となった場合に行うことができることとします。ただし行政側との調整が必要となります。

## (2) 調査継続事項

① 先例集の見直しについて

② その他議会活性化事項について